

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木1-9-10アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	該当なし
【提出日】	平成25年8月23日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当なし
【提出形態】	該当なし
【変更報告書提出事由】	該当なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	Oakキャピタル株式会社
証券コード	3113
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

個人・法人の種類	法人(外国会社)
氏名又は名称	アジア・エクイティ・バリュー・リミテッド (Asia Equity Value Ltd)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、ウィッカムズ・ケイ1、バンタープール・プラザ2階 (Vanterpool Plaza, 2 <sup>nd</sup> Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙 / 弁護士 谷田部 耕介
電話番号	03-6271-9900

## 第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年5月22日(提出日:平成25年6月10日、変更報告書No.4)
訂正理由	平成25年6月10日付けにて変更報告書No.4を提出し、平成25年8月13日付けにてその訂正報告書を提出しましたが、記載事項に誤りがありました。よって当該変更報告書等を取下げるとともに、本日付で新たに各変更報告書を提出致します。